



賃貸住宅のオーナー 管理会社等の皆さまへ

LPガスの商慣行是正に向けた

制度改正が行われます!!

皆様のご協力をお願いいたします。

2024年
7月2日
施行

気をつけていただきたいこと



LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15の3号、4号

正常な商習慣を超えた利益供与の禁止

液石法施行規則第16条第15の5号、6号

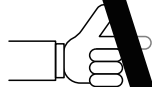
消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのあるLPガス販売事業者の選定を制限するよう条件付き契約締結等の禁止



1 LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナーとLPガス契約を自ら締結し、賃貸住宅のオーナーとLPガス契約を締結させることを目的として、賃貸集合住宅のオーナー又は戸建て住宅の消費者に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。



2 賃貸住宅のオーナーとの間で、LPガス販売事業者の変更を制限するよう条件を付した契約等を締結してはならない。



※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。
30万円以下の罰金



エアコン



Wi-Fi



インターフォン

営業行為に応じたことで賃貸集合住宅の入居者にとって不利益が生じる可能性が高く、皆さまにとっても不利益になりかねません。
このような事に直面したら、[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ。



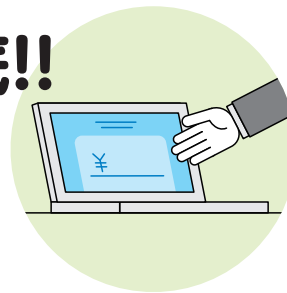
気をつけていただきたいこと



2025年
4月2日
施行

LPガス料金等の明示の徹底!!

賃貸集合住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択できず特定のLPガス販売事業者と供給契約を締結しなければならない場合、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しています。そのため、賃貸借契約時に先立って、入居者へのLPガス料金の明示をお願いします。その情報がない場合は、当該物件のLPガス販売事業者へ問い合わせして下さい。



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年
4月2日
施行

気をつけていただきたいこと

3

LPガス料金は三部料金制です!!

LPガスの料金

||

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

設備料金

LPガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用

賃貸住宅の場合、「該当なし」と記載。

LPガス器具等がオーナー様にご負担いただき、

入居者に請求できないことになりました。

SAMPLE

1

施行日以降の入居者にLPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。設備料金は「該当なし」と記載。

LPガス販売事業者を変更する時の注意点

LPガス販売事業者と不動産会社様、オーナーさまとで契約を結ばれる場合には、
設備費用等について適切に精算をお願いします。

CHECK!!



設備所有のこと



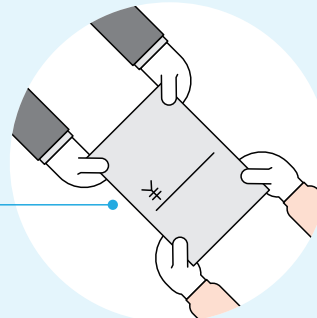
料金のこと



保安責任のこと



費用負担方法



重要な書類です。しっかり確認して大切に保管してください。